

第8回岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会会議概要

- 1 日 時 平成15年12月25日(木) 午前9時32分～午後0時3分
- 2 場 所 岡山市役所 本庁舎3階 第3会議室
- 3 出席者
委 員：奥田節夫委員長、真鍋恵美副委員長、兼松久和委員、蜂谷弘美委員、平松掟委員、福田好子委員
岡山市：井口助役、小林環境局長、井上下水道局長、守屋環境事業部長、河内経営総務部長、渡辺建設部長、住宅環境事業部次長、渡辺事業管理課長、成石事業管理課主幹、三宅事業管理課長補佐、小寺総務法制課員、その他関係職員
環境整備協会：八田代表理事、平井専務理事、流郷常務理事、岡本業務部長
- 4 事務局 保崎環境総務課長、多田環境総務課長代理、岩本環境総務課主事
- 5 傍聴者 6人
- 6 会議の概要

(1) 開 会

冒頭、奥田委員長から傍聴者の傍聴許可について提案がなされ、了承され、傍聴者が入室し、議事に入る。

(2) 議 事

1. 来年度以降の代替業務の提供について(その1)

岡山市当局から、「第2. 来年度以降の代替業務の提供について」(資料1)に基づいて、廃車1台当たりの支援額を4,860万円(税引き前額)とし、廃車1台当たりの代替業務提供額は、利益率を10%と設定し、廃車1台当たりの支援額相当の利益を得られるだけの額すなわち4億8,600万円とする案が示され、この額の根拠について「1台当たりの減車支援額の算定」(資料2)に沿って詳細な説明がなされた。

また、関連して、代替業務の提供期間(平成16年度から5年間)、減車の実施時期、減車の確保(違約金)について「第2. 来年度以降の代替業務の提供について」(資料1)に基づいて説明がなされた。

以上の当局説明に関する質疑が次のとおり行われた。

委員：支援額算定根拠のうち、「予備員」というのは、どのような作業をするのか。

岡山市：5日に1回くらいホース延長といった特殊な作業をすることがあり、この作業にあたる作業員を「予備員」として、0.2人分みている。

委員：計画期間内に予測通りにし尿収集量が減少しなかったため減車できない場合の扱いだが、代替業務だけは先に提供されることになるが、こういう場合の減車の扱いはどうなるのか。

岡山市：当該車両については、「支援済み車両」として許可証に記載し、計画期間経過後に、し尿収集量が減車発生想定量にまで減少したことが確認された時点で、その年度内に減車してもらうことになる。

委員：廃車1台当たりの支援額の算定根拠の中で、「営業権に相当する補償」と「転業に必要とする期間の収益の補償」は、同じものではないか。ダブっているのではないか。

岡山市：1台ごとに営業エリアがあって、そのエリアでのれんを下げ一つの商売をしていると考えており、まずは、この1台分の営業権を補償する。そして、2年間で転業を図るということで、その期間内の収益相当額を補償する。

委員：それは土地の話ではないのか。国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準を適用するということだが、土地と車は違うのではないか。車1台廃車して補償をとって、その上転業補償も、というが、廃車した車が転業するということはありえないのではないか。

岡山市：1台の車ごとに一つの営業権を有する1企業と考えて、まず、その営業権を補償し、それとともに、2年間で転業を図っていただくための補償をするということ。

委員：一台の車ごとに一つの営業権があるというが、現実に取引されているのか。

岡山市：営業権の取引がないので、取引価格がない場合の算定方法を定めた補償基準に準じて、一台当たりの年間収益額を年利率を用いて資本還元した金額をもって取引価格とした。環境省も、「1台ごとの転業」という考えをとっている。

委員：営業権があるとして、その補償額の算定方法をもう一度説明してほしい。

岡山市：年間の標準的な売上高のうち利益が10%あるとして、この利益を年利率8%で割り戻して取引価格とする。8%は、12.5年分くらいの補償金をもって取引価格にするということ。

委員：1台当たりの標準年間売上高が約2,600万円で利益率10%だから、利益が約260万円。これを何年補償するということ？

岡山市：8%で割るので、12.5年分の補償金をもって営業権の取引価格とすると。

委員：12.5年分を補償するからこれで他の仕事をしてください、ということではないのか。そのうえにまた転業資金が必要なのか。屋上屋ではないか。

委員：結局、合特法の趣旨は転業支援ではなく補償なのか。そこをもう一度説明してほしい。

岡山市：「補償的支援」ととらえている。支援額を算定する上で、やはり根拠を何かに求

めなければならず、補償の基準を用いて算定するしかないと考えた。それから、営業補償と転業期間の収益補償が二重になるのではないかという点については、バキュームカー1台がそれぞれ区域を持って独占的に営業していることからそこに営業権というものを想定できるので、まずこの取引価格を補償すると。そして転業期間の収益補償は、営業をやめた後つぎの仕事をして利益をあげるまでに相当の期間がかかるので、これを2年間と設定して、その間は従前の収益を補償しようとするものであり、これらはもともと国土交通省の補償基準の中に含まれており、これを適用したもの。

委員：車一台を人間に見立てて、これが転業するというのは、擬人化しすぎて無理があるのではないか。

岡山市：たとえば車4台で営業をしていたとして、このうち車1台分の営業を縮小せざるをえない、1台分の転業をせざるをえないという場合に、いくらの支援をしていくかという問題であり、ここで補償基準を用いて算定しようということ。

委員：従業員の解雇予告手当とか離職者補償は従業員に払うのか、会社に払うのか。

岡山市：会社に払う。さきほどの営業権補償の議論だが、下水道が整備されなければ1台の車の営業をずっと継続できるということで、ここに権利があると考えてその取引価格を算定しようと、しかし権利そのものの通常取引価格というものがないので、収益から権利額を確定しようと考えている。他方で、転業期間の収益補償というのは、2年程度の立ち上げ期間の収益を補償しようというもの。

委員：バキュームカーの耐用年数はいくらか。

岡山市：大蔵省令で4年となっている。

委員：解雇予告手当についてだが、事業計画の中でいつ減車するかが決まっているのだから、会社としてはある程度前から予測可能であり、そうすると30日以上前には解雇予告するはずであり、解雇予告手当を実際に支給するということは考えにくいと思う。だから、解雇予告手当は必要ないと思うがどうか。

岡山市：会社の規模や状況が違うので、1台減車するかどうかぎりぎりまでわからないという状況が出てくるので、いつやめさせるかわからないということもある。今回は、どの会社も一律平等の基準で支援するというので、不公平が出ないように設定しているので、このような算定になっている。

委員：業者ごとに分けないというのは問題ではないか。

岡山市：今回この合理化事業計画の中で一番課題になったのが、基準を明確にしたいということであり、基準を明確にするために、この算定でいきたいということだ。それからもう一つは、期間を切った支援にしようということで、これは5年間の支援なんだと。この点についての考え方としては、下水道がもしなかったとすれば、し尿処理業はそのままずっと継続できていたのを別の業務へ転換をする、そういう意味で言えば、し尿処理業の転換先である代替業務もずっと継続したいという

考え方も恐らくありうると思う。しかし、我々は「補償的支援」と言っているが、この考え方で、期間を切って、これで終了させるんだと考えている。手厚いと言われるかもしれないが、これで終了させるんだと。他都市でも、終了の方向に向かう都市の場合は大体こうなのだが、代替業務がずっと続いていくというような都市も結構ある。切れないというところが。そこを、期間を切ろうという方向で基準をつくっているの、その辺のところも御理解いただきたい。

委員：しかし下水道整備がはじまって何十年、下水が増えれば仕事が減るということがわかっているわけで、だから業者もあちこちいろんな仕事をされているし、その間、代替業務も提供してきているのだから、そのような前提をまったく考えないで、バキュームカー1台当たり4,800万円ということになると、ちょっと高いのではないか。

委員：ほかの都市も国土交通省の基準でやっているのか。

岡山市：全国的に見ると、この例が多い。

委員：会議の進行についてだが、あらかじめこの資料を配付しておいて、検討しておいて下さいというのが親切というものではないか。

事務局：なかなかこの資料がまとまらず事前に配布できなかったが、以後できるだけ事前に配布できるように資料を作成したい。

委員：「過去の清算の結果、未支援の車両が存在することが判明した場合は別途代替業務を」ということだが、これは金額的に合わなかったということか。過去の清算は、いつやるのか。

岡山市：今回は、2段構えの方針ということで、過去の清算の部分と、今後の16年度以降の合理化事業の部分とを分けて考えている。このうち、過去の清算にかかる十数台分の考え方については、この委員会の第3期のテーマとなっており、この春3月までには、決着をつけていきたいと思っている。その清算の結果、もし代替業務が足りないということが判明した場合には、別枠で対応する。

委員：20年度までの減車分については、今回の計画でいき、21年度以降の減少分は別途考えるのか。

岡山市：はい。21年度以降については、第2次合理化計画の中で考えられるべき課題だと考えている。

委員：そのときに、今回の5年間で代替業務を提供したにもかかわらず、業務量が減少しなかったため減車できなかったものについては、次の計画には含まれないと考えてよいか。

岡山市：はい。支援済み車両ということで、その車両については合理化事業は終わったということになる。

委員：さきほどの過去の清算の話だが、やはり1台当たり4億8,600万円の計算で清算するのか。

岡山市：基本的な考えとしては、これが基礎になると考えている。過去の清算は、減車が何台あるかを確定し、これと今までの代替業務提供額が見合うかどうかの話になるが、何が代替業務かについて議論があるので、これを確定しないと過去の清算ができない。

環境整備協会の意見聴取を実施するため、いったん休憩に入った。

午前10時48分 休憩 午前10時58分 再開

2. 関係者（環境整備協会）の意見聴取

来年度以降の合理化事業についての市の案について、一通りの説明がなされたのを受けて、当事者である環境整備協会に対して以下のような質疑応答がなされた。

委員長：今回は、いわゆる二段構えの方針ということで、過去の清算を後回しにして、来年度以降の合理化事業の議論を先に行っているが、この点についてのご意見は。

代表理事：基本的には過去の問題をきちんと整理して将来に向けるのが妥当だと思うが、解決の日時を設定するのであれば、こういうやり方もやむを得ないと認識している。

委員長：金銭補償でいくか、代替業務でいくかという問題だが、私としては代替業務で会社の技術力を発揮していただくのが望ましいということと、市の財政状況から金銭で一時にというのは困難だと思うので、代替業務を中心として実施せざるを得ないと思うが、この点についての認識は。

代表理事：代替業務でということを、我々協会としては一貫して主張している。さきほどの議論の中で、金額の算定の話があったが、金額はあくまで代替業務を計る一つの尺度と考えている。この算定に関して若干の意見を申し上げたい。まず、「バキュームカー1台分の営業権の売買があるか」というと、これは存在する。また、「支援か補償か」という話については、補償の要素があることは否定できないということを環境省に確認済みということであり、議論は済んでいるのではないか。

もう一点、営業権の算定方法の考え方として、「年間利益を年利率で割る」という考え方があったが、これは、毎年260万円ずつの利益が無限に続いたときに、利率、複利で計算し、1プラス0.08で割って現在価値に置き直す。それを毎年計算するので、2年目は1.08の自乗になる。3年目は1.08の3乗になる。これを無限級数でいくと、利率で割ったものと等しくなるということ。つまり、年利率で割るということは、無限級数を使った現在価値に置き直すということであり、ディスカウント・キャッシュフローを現在価値に置いた値ということになる。この年利率が今現在8%という市場はなく、国土交通省はPFI等で今では5%を使っている。もし5%で算定すれば260万円を5%で割るので、

5,000万円以上になる。この額が妥当かどうかは別の話だ。トータルの考え方を整理するということが大切だと思う。こういう金額を設定して転業支援額を確定しようという、一つの尺度と私は考えている。

委員長：業者によっては転業にうまく対応できるところ、そうでないところがあると思うが、企業の再編ということを協会内で考えておられるか。

代表理事：これは市町村の一般廃棄物処理計画にかかわってくるので、市当局がそのような意思を持つかどうかということが、一番大事だと思う。もし持つのであれば、我々も積極的に協力しなければいけないと思う。包括外部監査の指摘の中にもあり、この部分は妥当な意見だと思うので、積極的に取り入れていかなければならないと考えている。

委員長：金額が絡んでくる問題については、馴れ合いのように思われやすいので、市民の理解を得やすいように、積極的な公開の姿勢をお願いしたい。

代表理事：過去に遡って区分経理をやるというのは不可能だが、今後、そういう市当局の考えが明らかになれば、それに従っていくのは当然であり、隠すつもりはない。

委員：環境整備協会には、9業者が全部加入しているのか。

代表理事：はい。

委員：そうすると、代表理事のお話は業者全部の意見を集約したものであり、9社全てが納得していると考えてよいか。

代表理事：区域調整を実施できなかったという問題があり、必ずしも一体ではないが脱退者は出ていない。

委員：9社がそういう状況ということになると、関係者の意見聴取を実施するにあたり代表理事のお考えを業界全体の総意と考えてよいか。

代表理事：全社、協会に加入しておられて、総会をやり、理事会では全会一致で決議しており、協会の総意と考えていただいて結構だと思う。

委員：異論があれば、代表理事が責任を持ってきちんと納得してもらえるように努力していただきたい。

代表理事：業者の中にはいろんな考えがあり、これがまとまっていくというのは難しいが、我々はこれをまとめていかなければならない責務があると思っている。

ここで環境整備協会の意見聴取が終了し、引き続き、市に対する質疑に入った。

3. 来年度以降の代替業務の提供について(その2)

委員長：さきほどの金額算定の方法について、補足説明をお願いしたい。

岡山市：補償基準の根拠について。国土交通省の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」というのが定められていて、この47条「営業廃止の補償」というのが妥当するという設定のもとに今回の説明をしている。内容について個別にみていくと、一

番目の項目として、営業権の補償。バキューム車1台がある地域を担当して業務をやっており、下水がなければずっと続けられるのに公共の施策のゆえに続けられなくなる。そこでその1台分の営業権を補償するということになるが、通常取引価格がないので、それを収益で換算して補償するというのが営業権の補償の項目。二番目の項目は、今ある現実のバキュームカー1台の補償。耐用年数後の額ということで、最高限度の95%を除いた5%分を、その車に対する補償とするというのが車の補償の項目。三番目の項目は、従業員を解雇するため必要となる解雇予告手当相当額の補償。四番目の項目は、転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額の補償。2年間程度の期間中は従前の収益を補償ということとで算定している。一番の営業権の補償は、営業権の売買を想定した項目であり、この四番目の項目は、転業を図るための立ち上げ期間が必要なので、その間の収益を補償するという項目。同じ収益を、両方の算定に用いたが、根拠はこの補償基準に基づいている。それから、47条第2項で、第68条の規定により離職者補償を行うものとするということで、離職者補償が五番目の項目となっている。

委員長：さきほどの議論の中で、項目が重複しているのではないかという意見が出たが、これについての説明は。

岡山市：1の営業権に相当する補償というのは、下水道整備がなければ許可を1台分与えられたら、その地域をずっといけるということで、これを営業権と見立ててその取引価格を補償するものであり、これに対して4の転業期間の収益補償は、2年程度は立ち上げ期間が必要なので、2年程度の収益は補償するということであり、権利を失うことに対する補償と、収益があがらないことへの補償とは違うと考えている。

委員：1台当たりの補償というのは、実際には、各社、車ごとにだいが違うように思うが、ここでは標準的なものを想定して算定するということが。

岡山市：各社、車ごとの算定ができれば正確になるかもしれないが、これまでの経過を含めて、包括的な解決を図るために、ある程度標準的な基準でやっていこうということ。

委員：9社しかないのだから具体的妥当性を出そうと思えばできるのではないか。それから、もう二十何年以来この下水道をやってきており、こういう形になるということは業者の皆さんわかっておられて、それなりの対応をやっておられる。会社によっては既にし尿の売り上げは全売り上げの1割に満たないというところも出ている。そういう業者と、まだこれからという業者とを一緒にして、1台4,860万円という金額を一律に充てるということについては、通常人が考える社会的常識の範囲の経験則上、認められるのかどうか、その点について大いに疑問があると思う。

岡山市：さきほどの議論の中で、営業の廃止については1業者全体で考えるのではなく、1台ごとに考えるという議論があったが、これは国の指導に基づいている。

委員：通達か何かあるのか。

岡山市：平成6年3月29日付の厚生省通知の中で、合理化事業計画の参考例が示されており、ここに減車を基準にした合理化事業の考え方が示されている。結局、車1台廃車することに支援するという考え方は、この厚生省通知に基づくものと考えている。

委員：それはわかるが、車1台の廃車の場合に、会社全部の営業廃止の場合と同じ基準で対応するかどうかということの問題にしている。また、下水への対応が進んでいる業者もそうでない業者も一律の基準でというのが、経験則に合わないということだ。このような手厚い庇護をすることが今の岡山市の財政状況の中で、果たして市民の理解が得られるだろうか。やはり9社しかないのだから、会社ごとの状況を調べて、差をつけてしかるべきではないか。

岡山市：そのような議論はあると考えているが、これまで基準を作るということをなしえなかったという経緯がある中で、国土交通省の標準的な基準もあり、これに従って包括的な基準をつくることで一定の説明がつくのではないかとということで、こういう提案をさせていただいている。

委員：国土交通省の基準以外を使っている自治体はあるのか。

岡山市：たとえば、1世帯下水に接続するごとにかくらという額を定めて補償しているところもある。

委員：各自治体ごとにいろんな基準を用いている中で、岡山市が国土交通省の基準を用いようとする理由を説明してほしい。

岡山市：全国的にもこの基準が広く用いられているということと、平成2年の覚書の中にもこれを基準にするというのがあり、この際、決着を付けるということで、この基準を用いている。

委員長：さきほど委員から指摘があった、9社なのだから個別に検討すべきではないかということに関して、それは非常に難しいとか、標準的なものでやらなければ仕方がないとか、その辺りのもう少し詰めた説明はないのか。

岡山市：実際の公共事業のときに補償する場合には、すべての帳簿等を出してもらって行うということで、今回もその方法でやるということも考えたが、し尿処理部門だけをとらえてそれをやるとなると、相当な業務量の調査になり、し尿処理についての例えば従業員の給料に相当するものとか、収益に相当するものとかを調べ上げるには、相当な時間と手間がかかる。やれないことはないけれども、調査する金額等の問題も出てきて、その方法は妥当性があるかどうか難しい。また、他都市の例からも、各社の合意を得るには、標準的な基準を定めて同一金額で出した方が理解が得られやすいということもある。そして、平成2年の合意にもあるので、この際決着をつけるために国土交通省の基準でやろう、と考えている。

(3) 閉 会

事務局から次回の予定（1月22日午前9時30分から市役所本庁舎3階第3会議室で開催の予定）を説明し、閉会。